

## 町の人口 (3月1日現在) (先月1日比)

人口	8,217人	減	7人
男	4,066人	減	9人
女	4,151人	増	2人
世帯数	4,566世帯	減	2世帯

**2月中の異動** 転入ほか……47人 (うち出生6人)  
 転出ほか……54人 (うち死亡15人)

## 各地域の人口・世帯数 (3月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,142	1,935	1,926	3,861
大賀郷	1,510	1,316	1,357	2,673
檜立	308	273	282	555
中之郷	391	360	390	750
末吉	215	182	196	378

## 5月7日(火)より新庁舎での業務を開始します!



## 目次

02-07 ▶ 平成25年度施政方針

08 ▶ 新庁舎案内図

09 ▶ 新庁舎での業務開始に向けて

10 ▶ 八丈町部署名の変更など(平成25年4月1日)

11 ▶ 平成25年度一般会計予算額

12 ▶ 平成25年度主な島内行事日程 ほか

13 ▶ シリーズワンポイント⑩～防災～ ほか

14 ▶ 税のお知らせ

15 ▶ 国保だより ほか

16 ▶ 国民年金 ほか

17 ▶ 合併処理浄化槽の普及促進に向けて ほか

18 ▶ 介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収(仮徴収) ほか

19 ▶ 教育委員会だより ほか

20 ▶ 住民係からのお知らせ ほか

21 ▶ BCG(結核)の接種対象月齢変更 ほか

22-23 ▶ ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんの定期予防接種化 ほか

24 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

25 ▶ 障害者巡回相談(18歳以上対象)実施 ほか

26 ▶ 母子保健 ほか

27-29 ▶ お知らせ掲示板

30-31 ▶ 参加しませんか?募集しています!

# 平成25年度施政方針

八丈町長 山下奉也  
平成25年3月1日(金)  
第一回八丈町議会定例会

平成25年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 【はじめに】

平成23年9月に八丈町長に就任以来、町民の皆さんの期待に応えるべく、全力で諸般の課題に取り組んでまいりました。

平成25年度は、新庁舎における行政サービスの開始という昭和30年町制施行以来の歴史的な年であり、初心を忘れることなく、今後も先頭に立ち鋭意取り組んでまいります。

新庁舎では5月7日より業務を開始いたします。職員一同、町民の皆さまにご満足いただける行政サービスを提供できるよう、より一層努力してまいります。

集会施設は、懸念される災害などから町民を守る防災拠点としての役割を担うとともに、文化芸能活動の場としてだけでなく、広く親しまれる施設としてご利用いただけるよう愛称を募集し、「おじゃれ」とつけさせていただきました。

東日本大震災での原発事故以降、エネルギー問題が大きく取りざたされておりますが、安心して安定したエネルギー供給が可能なクリーンアイランドを目指し、地熱発電を核とした施策を東京都と連携して実現に向け取り組んでまいります。この事業によって、基幹産業をはじめとする島内全体への波及効果は計り知れなく、島おこしにつながるものと期待しております。

また、スポーツ施設を活用した活性化施策にもつながる国民体育大会「スポーツ祭東京2013」高等学校軟式野球の競技会を、全島あげて成功に導く所存です。

更に、本年3月末に惜しまれながらも閉校する末吉小学校の利活用につきましては、末吉地域はもとより八丈町の活性化につなげてまいります。

一方、平成26年度は、町制施行60周年、ハワイマウイ郡姉妹都市提携50周年の節目の年を迎えます。節目の年を、町民の皆さんとともに祝いし、八丈町の明るい未来の礎を築く記念の年にするため、平成25年度において各種行事等のメニューづくりをしてまいります。

そして、離島振興法が改正され期限が10年延長されたことにより、国の責務として必要な施策の実現に向けて働きかけてまいります。

## 【予算編成】

町の財政規模は大規模事業が順次完成したことから、平準化しつつあり、これからは、地域の活性化、防災、その他懸案となっている課題に対応しながら、安定した財政運営を行っていくことが求められており、そのための、中期的な財政運営計画を策定いたしました。

町税を主とした歳入確保、経常経費の削減、起債の抑制などの目標を設定し、健全な財政運営に取り組んでいきます。

平成25年度一般会計予算は、財政運営計画初年度として、70億4千2百万円、前年比12%の減として編成いたしました。

## 【主要施策】

### 〔新庁舎および集会施設〕

新庁舎は、八丈町子ども家庭支援センター、八丈町商工会、八丈町シルバー人材センターを併設した複合施設として供用を開始いたします。

町民の皆さんには、広報「はちじょう」4月号にて新庁舎および集会施設内覧のご案内をいたしますので、その機会をご利用ください。

### 〔再生可能エネルギー〕

平成25年度より、再生可能エネルギーの利用拡大に積極的に取り組みます。東京都と連携して、地熱発電などの再生可能エネルギーを拡大するためのモデル・プロジェクト実施の検討を開始いたします。また、観光振興など事業を通じて、地元利益還元がなされる方策も検討し、その一環として地熱発電PR施設を環境学習の場はもとより、坂上地域の振興につながるような活用策を計画し、早期開館に向けて取り組みます。

### 〔IT推進〕

年々高度化する情報通信への対応や携帯電話の不感地域の解消のために、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

### 〔機構・組織〕

新庁舎移転を機に町組織の集約や機構改革を行い、町民の皆さんの利便性向上を図ります。

福祉分野などの再編により福祉全般を福祉健康課が担当いたします。

また、町民から信頼される人財の育成のため、多角的な研修メニューを積極的に取り入れ、多様化する行政課題に高い見識を持って対応できる職員の育成を図ります。

### 〔防災対応〕

防災対策については、国や都が新たに策定した防災計画を基に、防災計画の見直しを行い、町民の皆さんに分かりやすく周知していきます。

また、本年の防災訓練は、10月5日に末吉地域を対象として行います。

### 〔納税〕

町税については、東京都や民間企業などで豊富な徴収経験と多くの実績を有する徴税専門員を配置いたしましたので、今後も速やかな滞納処分と適切な納税緩和措置など、「新たな滞納者を出さない努力」「滞納者を無くす努力」「税収の確保、納税秩序の維持」を目標に、引き続き滞納整理を実施して、さらなる徴収努力に取り組みます。

### 〔住民窓口〕

戸籍の安全性をより強固にするために、戸籍副本データ管理システムの構築に取り組み、新庁舎移転時の対応を含め、引き続き利用者の利便性向上および行政事務の合理化を図ります。

### 〔生活排水処理〕

新庁舎では住民課浄化槽係として、窓口対応もさせていただきます。合併処理浄化槽の普及を図るために、引き続き、町設置型による整備促進に取り組みます。

また、汚泥再生処理センターの稼働により、浄化槽汚泥やし尿を適正に処理していきます。

### 〔環境衛生〕

八丈町に合致した廃棄物処理方法を構築するために、廃棄物の発生および排出抑制のための普及啓発活動を引き続き実施いたします。

なお、平成25年度は、破砕機の運転を含め可能な限り廃棄物の島内処理を図るとともに、八丈町クリーンセンターの施設更新に向け、本格的な調査に取り組みます。また、大量に発生し住民生活に影響をおよぼすヤンバルトサカヤスデなどの外来生物への対応を継続いたします。

### 〔医療保険（国民健康保険・長寿医療制度）・国民年金〕

新庁舎では住民課医療年金係として、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金を担当し、手続きなどの利便性向上を図ります。

八丈町国保を取り巻く状況は、景気低迷による所得の減少に伴う収入額の減少および年齢の構成における高齢者が占める割合の増加による医療費の増を受け、構造的に極めて厳しい状況にあります。厳しい状況の中、引き続き負担軽減や減免制度を実施するとともに、収納率向上による収納増および病気予防に着目し、加入者の健康増進による医療費の減を図ります。

後期高齢者医療制度については、東京都の広域連合による運営が継続されます。

今後の医療制度については「社会保障国民会議」において検討されており、情報を把握しながら分かりやすく発信していきます。

また、国民年金において、昨年10月から3年間実施する「納付可能期間10年間延長」の周知徹底を引き続き行います。

#### [社会福祉・児童福祉]

新庁舎では福祉健康課厚生係として、社会福祉全般、保育園・子ども家庭支援センターを含む児童福祉を担当いたします。

本年4月から坂下の3保育園において、従来の1歳6カ月児から1歳児まで繰り下げて、児童の受け入れを実施いたします。

また、様々な就労形態に応じて児童を受け入れる制度となる定期利用保育を、むつみ保育園において実施いたします。

なお、子ども家庭支援センターでは、子育てに対する不安や孤立感の解決および軽減に向けた取り組みを実施いたします。

#### [高齢福祉]

時代のニーズに合った中期的な福祉計画を策定し、町民の皆さんにこれからの町の福祉施策の方向性を示していきます。

シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動などについては引き続き支援を行い、高齢者が元気で活気ある町を目指します。

また、引き続き、認知症対策、各種相談、権利擁護事業に力を入れるとともに、各地域にあるゲートボール場の整備を順次行っていきます。

#### [介護保険]

介護人材の安定確保、資質向上のため、「介護職員初任者研修」を実施いたします。

介護サービスについては、引き続きマッサージなどの利用支援事業などを行い、在宅サービスの充実を図ります。

また、高齢者が住みなれた地域で、安心安全に健康でいきいきと自立した生活を続けることができるよう、介護予防事業等を引き続き実施いたします。

#### [障がい福祉]

新庁舎では福祉健康課障がい福祉係として、障がい者のニーズに対応していきます。

本年4月より、「障害者自立支援法」が廃止され、「障がい者総合支援法」が施行されますので、円滑な移行に努めます。

また、自立支援協議会の中で障害福祉の地域での状況を把握し、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定いたします。

#### [保健事業]

引き続き健康教室、健康相談、食育事業を実施するとともに、疾病予防、健康づくりのための健康診断と各種がん検診については、多くの方に受診いただくよう取り組んでいきます。

島外医療機関に係る交通費補助金については、引き続き実施いたします。

感染症予防に関しては、病院、保健所等と連携をとりながら、町民の安全を図ります。

#### [温泉事業]

温泉施設については、快適に利用していただくよう利用者のニーズに応え、適切に管理運営をしていきます。

老朽化により井戸のメンテナンスが困難となっている「中之郷温泉」については、新たに温泉井戸を掘り直し、「やすらぎの湯」と「足湯きらめき」に安定したお湯を供給できるようにいたします。

### 〔土木事業〕

社会資本整備総合交付金事業については、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線（通称防衛道路）を道路改良事業で、継続して施行いたします。

また、八丈プラザ公園も都市公園事業で継続して施行いたします。

市町村土木補助事業については、榎立中之郷線他7路線を道路改良事業で、継続して施行いたします。

その他、町道各路線の維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組みます。

### 〔町営住宅〕

町営住宅については、大賀郷地域において、平成24年、25年の2年間で、老朽化した原山団地の建て替え事業を実施いたします。

また、三根地域において、老朽化した中道団地の建て替え事業を平成25年度から実施いたします。

どちらとも高齢者の安全に配慮した、ゆとりある構造の鉄筋コンクリート2階建といたします。

また、既存住宅については、入居者の生活に支障をきたさぬよう、計画的な改修と維持管理に努めます。

### 〔農業振興〕

農業振興の主要施策として、共撰共販体制の強化と産地化を進めるとともに、小規模農道や遊休農地対策に引き続き取り組みます。また、生産施設などの整備を充実させるための新たな事業計画に基づき、更なる農業振興を推進いたします。

平成25年度は、新たな農業従事者の確保と育成を図るために「担い手研修センター」の第2期の研修生の受入れを行い、積極的に新規参入者の農業就農支援に取り組みます。ハード面では、「担い手研修センター」内の更なる充実を図るためにストロングハウス6棟の増設工事を実施いたします。

### 〔林業関連事業〕

林業事業については、病害虫対策事業として松くい虫、エダシャク類の防除を引き続き実施するとともに、カシノナガキクイムシによるスタジイなどの被害が拡大しないよう経過観察調査を継続いたします。

### 〔その他事業〕

ノヤギの捕獲事業については、生息状況調査を主に八丈富士で継続するとともに、封じ込めのための鋼製化を実施し、三原山のわな捕獲も継続いたします。

カラス対策にも、有害鳥獣駆除申請による積極的駆除を進めるとともに、生息状況調査も継続いたします。

### 〔観光振興〕

観光振興については、八丈島観光振興実行委員会の機能の充実はもとより、里町連携プロジェクト参加自治体の小中学生体験学習や移動教室を、相互間の協力により取り組むなど、新たな集客事業を展開いたします。島内の観光資源の整備についても自然環境、景観に配慮し、関係機関と連携して整備を継続いたします。

### 〔商工振興〕

商工の振興については、既存のアンテナショップの効率の良い改善を図るとともに、中野区と連携して、新しい物産展にも積極的に参加し、地産品の宣伝および販売促進に努めます。

また、伝統工芸品である「黄八丈」についても、島外でのPRの支援を行い、観光振興にも寄与できるように取り組みます。

後継者対策としては、ふれあい交流事業を継続し担い手の確保と定住化の促進に努めます。

### 〔水産業振興〕

水産業の振興については、漁協施設の整備を図るとともに「つくり育てる漁業」として、シマアジの中間育成放流事業はもとより、フクトコブシは生息環境改善事業の結果を踏まえ、今後の事業の方向性を検討いたします。

離島漁業再生支援事業については、未利用魚・低価格魚の付加価値化を推進するため加工施設の整備を

継続して行うとともに、加工製品の管理運営のためのソフト事業を実施することで、新製品の開発支援に取り組みます。

また、漁場における効率的な漁業操業を図るため、引き続きサメ被害防除対策に取り組みます。

#### [消防]

火災をはじめとする各種災害に備え、耐震性貯水槽の増設や設備の充実を図り、さらに大規模災害にも対応できるよう各関係機関との連携を確固とし、組織力の強化に努めます。

#### [救急]

救急業務については、AED講習会をはじめとする救急講習会を定期的実施し、町民の救命意識の向上を図るとともに、救急救命士の養成および高度な救命処置の推進を図り、救命率の向上に努めます。

#### [消防団]

減少傾向にある消防団員数の確保を第一とし、教育訓練の充実強化を図り、さらなる強力な組織づくりを目指します。

#### [火災予防]

住宅用火災警報器設置推進に向け、引き続き広報活動を実施いたします。

#### [学校教育の充実]

学校教育では、子ども一人一人を大切にされた指導を実践するとともに、基礎学力の向上を学校と連携し推進いたします。

学習環境改善の取り組みとして、三根小学校のプール改修工事を行う他、富士中学校体育館のバスケットゴールの改修を行います。

八丈方言を子どもたちに継承する取り組みとして、島言葉を知り、広める活動を学校教育の中で進めていきます。また、研究指定校制度の成果を活用し、方言学習を推進いたします。

末吉小学校は平成25年4月に三原小学校と統合いたします。保護者、地域の期待に応えられるよう、児童にとってより良い教育環境を整えていきます。

#### [学校給食]

学校給食では、食べることの楽しさや栄養バランスの大切さを教えるとともに、給食だより・食育通信を通して、子どもや家庭へ広く食育を推進していきます。

また、献立に八丈島産の食材をより多く取り入れ、地産地消の推進と安全でおいしい給食を提供いたします。

給食費については、給食センター運営協議会において、適正な負担のあり方について協議いたします。

#### [生涯学習と文化・スポーツの振興]

主にスポーツなどの分野を担当するスポーツ学習係を八丈町コミュニティセンターに設置し、文化・スポーツの多様な取り組みに対応いたします。

町民の皆さんが学習や芸術・文化、スポーツに親しむ機会の充実や振興を図るため、各種団体の活動を支援するとともに、その活動の場となる集会施設、公民館や図書館などの社会教育施設および体育施設の利便性の向上に取り組みます。

集会施設の運営方法については、集会施設管理運営協議会において協議し、「管理運営計画」を策定いたしました。今後この計画を基に運営をしていきます。

貴重な財産である文化財については、その保護や保存、調査に努めます。歴史民俗資料館については、基本計画において改修という方向性が示されましたが、今後さらに検討を重ねていきます。

「島ことばを知り、伝える」活動を推進するために、八丈方言講座を引き続き実施いたします。また、「島ことばかるた大会」など高齢者と他世代間の交流の場を積極的に計画いたします。

本年9月には国民体育大会「スポーツ祭東京2013」高等学校軟式野球の競技会を開催いたします。大会の運営については離島野球大会の経験を活かし、東京都や関係団体と連携を図りながら大会運営に取り組んでいきます。

サッカーやフットサル、野球などのスポーツ大会を通して、島内島外の交流を図り、スポーツ施設を活用した観光の町づくりにも積極的に取り組みます。

#### 【公営企業全般】

水道、バス、病院各事業会計については、依然として厳しい財政状況下にあります。さらなる企業努力を推進し、健全な運営を行います。

#### 【水道事業】

使用水量についての動向を注視しながら、水道ビジョンを基に、給配水施設の統廃合の事業化に向けて検討を進めます。

また、地理情報システム(GIS)を基に、より詳細な管路情報と給水情報を把握し、管理運営を行います。

工事については、坂下地区上水道事業、坂上地区簡易水道事業において、老朽管の敷設替工事を引き続き行います。

配水施設については、生活道路である都道、町道の改修に伴い、配水管の新設、改修工事を行います。

今後も、「住民が、安全で安心して飲める水の提供」、「安定供給の確保」に努めます。

#### 【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

貸切バスについては、老朽化したバス2台の新規購入を行います。

現在、関西地方からの利用などで増加傾向にあります。引き続き、観光の動向、国体などの島内のイベントを考慮し、関西地方を含め他方面への働きかけを行うとともに、観光振興実行委員会など各関係機関と協力し収益の確保に努めます。

路線バスについては、住民の身近な交通手段であり、特に、高齢者や学生、観光客などの利用者への対応のためにも、最低限の交通便利の維持、確保は不可欠であります。

今後、路線の系統について効率的な運行を検討し、引き続き経営改善計画を進めていきます。

#### 【病院事業】

町立八丈病院は、町民が安心して安全な生活を送るための社会基盤として、必要な医療を提供していますが、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

医療に携わる人材の確保も大きな課題となっています。平成25年度も東京都、日本医科大学付属病院、聖マリアンナ医科大学病院などに協力をいただき、内科、外科、小児科、産婦人科の診療を実施し、町民の健康福祉の向上に寄与するとともに、12科の臨時専門診療も継続して実施いたします。

また、医療情報システムを更新し、業務の効率化や町民の利便性の向上を図ります。

医療機器については、透析用水処理装置が更新の時期を迎えています。平成25年度において、個人用から多人数用に転換し、維持管理費や薬品費の縮減に努めます。

大変厳しい財政状況下ではありますが、東京都の指導、支援などを仰ぎながら、引き続き医療の向上に努めていきます。

#### 【おわりに】

以上、平成25年度の主な施策の概要について、申し上げます。

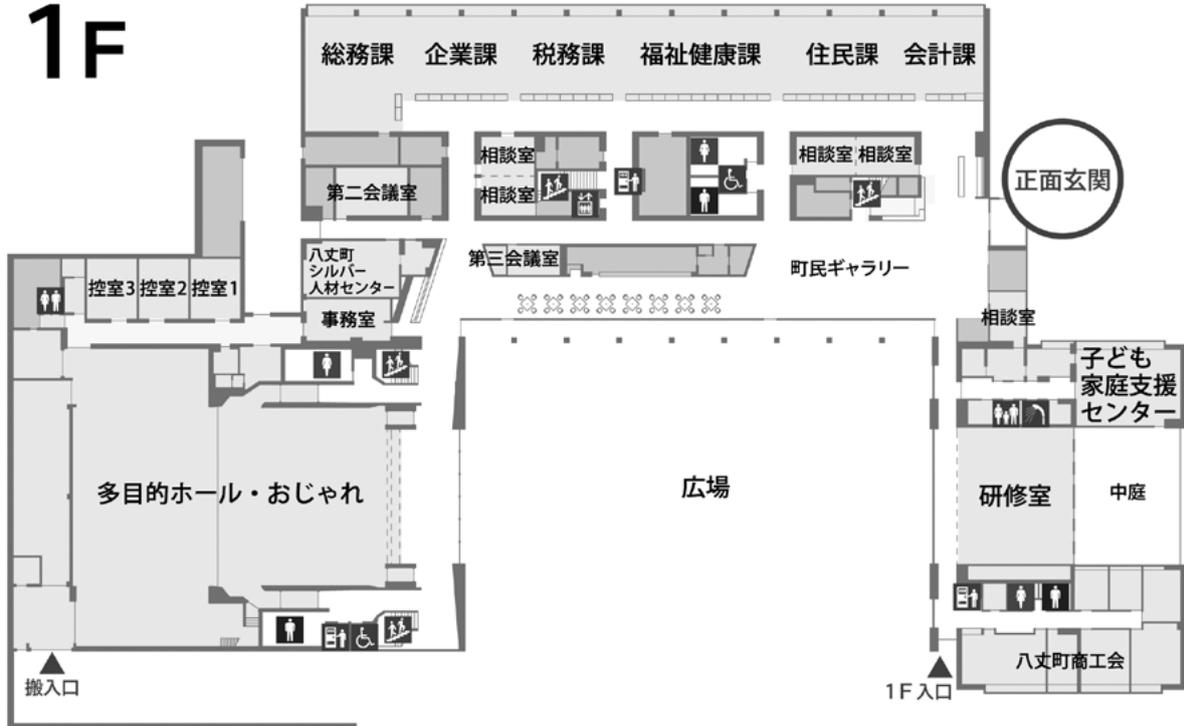
平成25年度の各会計の予算額は、一般会計70億4千万円、特別会計26億5千万円、企業会計28億1千万円、合計で、約125億円であり、前年度と比較いたしますと、予算総額で5.8%の減となりましたが、一般会計における庁舎建設費の大幅減の影響であり、各種事業につきまして、引き続き積極的に施行してまいります。

これらの施策を、着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆さんのご理解のもと全力で取り組んでまいります。

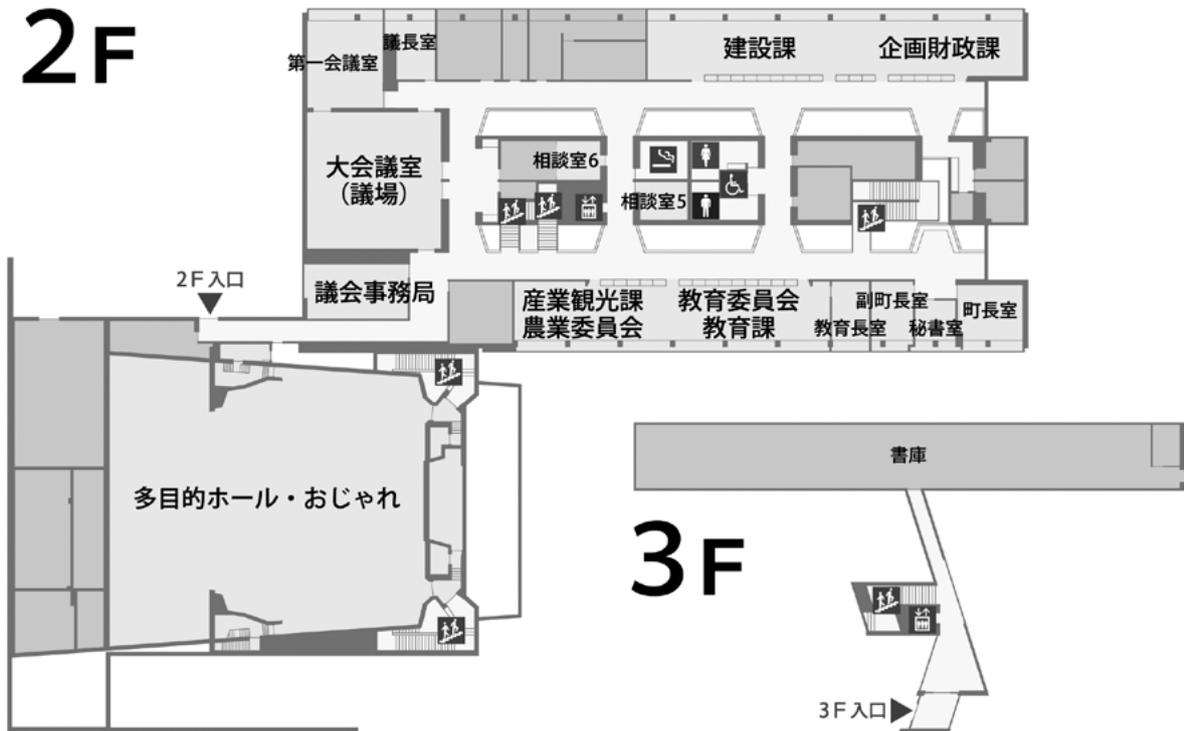
ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆さんのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

新庁舎案内図

1F



2F



3F

- 階段
- 化粧室
- エレベーター
- 多目的化粧室
- 自動販売機

# 新庁舎での業務開始に向けて

■問い合わせ・申し込み■ 企画財政課企画情報係 内線 305

## ○今後の主な予定

植栽工事	4月中
電話の配線工事	
コンピューターネットワークの構築	5月6日(月)まで
備品の搬入(引っ越し)	
業務開始	5月7日(火)
新庁舎落成式	5月11日(土)

※移転期間中は皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

## 【住民見学会】

5月7日からの業務開始に先立ち、住民の方を対象とした新庁舎の見学会を行います。当日は庁舎内を自由に見学できるほか、職員の案内による見学ツアーも開催します。新庁舎内・多目的ホールの見学は、下図の正面玄関よりお願いします。

※車でお越しの際は担当職員の誘導に従って駐車してください。駐車場に限りがありますのでなるべく乗りあわせでご来場ください。

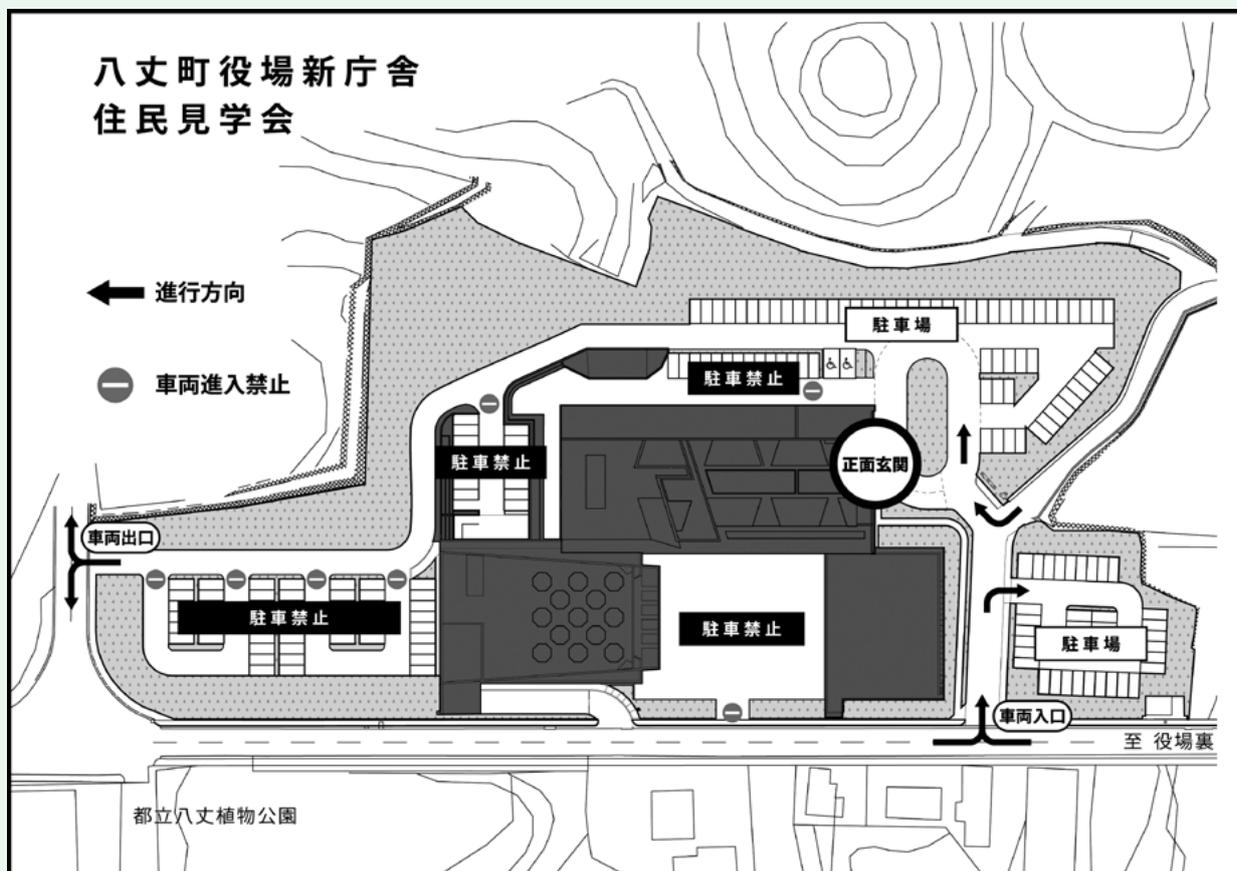
○日 時 平成25年4月21日(日) 午後1時～4時

○新庁舎内・多目的ホール「おじゃれ」(一部立ち入り制限区域あり)

○自由見学・職員による見学ツアー(約30～40分程度)

■団体(10名以上)での見学は同日の午前中に実施します。

事前に予約が必要ですので、4月16日(火)までに企画財政課まで申し込みください。



# 八丈町部署名の変更など (平成25年4月1日)

行政の利便性向上を図るため、八丈町の組織の見直しを行い、次のように部署名や担当業務などが変更になります。

24年度		25年度		
企画財政課	企画情報係 財政係 浄化槽推進係	企画財政課	企画情報係 財政係	
住民課	住民係 国保年金係 厚生係 環境係	住民課	住民係 医療年金係 環境係 浄化槽係	後期高齢者医療制度（24年度まで健康課高齢福祉係所管）も担当 企画財政課から係名変更のうえ移行
健康課	保健係 高齢福祉係	福祉健康課	保健係 高齢福祉係 厚生係 障がい福祉係	住民課から移行 保健係の障害福祉分野を分化
教育課	庶務係 生涯学習係 給食係	教育課	庶務係 生涯学習係 スポーツ学習係	給食係を統合 生涯学習係のコミュニティセンターやスポーツ施設などの分野を分化

5月7日の新庁舎業務開始までは、従来の部署で業務を行いますのでご了承ください。

## 【各課の電話番号】

新庁舎への電話は各課直通になります。新しい電話番号は5月7日（火）から通話可能となります。  
5月6日（月）までは、2-1121へお電話ください。

課名	係名	電話番号
企画財政課	企画情報係	2-1120
	財政係	
総務課	庶務係	2-1121
	文書係	
税務課	課税係	2-1122
	徴収係	
住民課	住民係	2-1123
	医療年金係	
	環境係	
	浄化槽係	
福祉健康課	厚生係	2-5570
	保健係	
	高齢福祉係	
	障がい福祉係	
建設課	建設係	2-1124
	管財係	

課名	係名	電話番号
産業観光課	産業係	2-1125
	水産係	
	観光商工係	
会計課	会計係	2-5041
企業課	経理係	2-1128
	水道係	
教育課	庶務係	2-7071
	生涯学習係	
議会事務局	庶務係	2-2788
	子ども家庭支援センター	

※新庁舎に移転しない部署

課係名	電話番号
企業課 運輸係 (旧庁舎内)	2-1126
教育課 スポーツ学習係 (コミュニティセンター内)	2-0797

## 【新庁舎の住所】

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

平成25年度一般会計予算額 70億4141万3千円 -前年度比 12.2%減-

歳入 (単位：千円)		
款	本年度予算額 (A)	本年度予算構成費 %
町税	953,417	13.5
地方譲与税	69,331	1.0
地方消費税交付金	86,499	1.2
自動車取得税交付金	35,036	0.5
地方交付税	2,100,000	29.8
分担金および負担金	71,929	1.0
使用料および手数料	192,608	2.7
国庫支出金	516,856	7.3
都支出金	1,951,284	27.7
繰入金	432,001	6.2
諸収入	98,877	1.4
町債	517,600	7.4
その他	15,975	0.3
利子割交付金	4,328	0.1
配当割交付金	2,432	0.0
株式等譲渡所得割交付金	525	0.0
地方特例交付金	400	0.0
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1
財産収入	4,287	0.1
寄附金	2	0.1
繰越金	1	0.1
<b>計</b>	<b>7,041,413</b>	<b>100.0</b>

歳出 (単位：千円)		
	本年度予算額 (A)	本年度予算構成費 %
人件費	1,181,899	16.8
物件費	1,398,177	19.9
維持補修費	241,145	3.4
扶助費	579,760	8.2
補助費など	691,063	9.8
普通建設事業費	1,671,510	23.7
補助事業費	621,570	8.8
単独事業費	1,049,940	14.9
公債費	723,907	10.3
繰出金	511,314	7.3
積立金	0	0.0
その他	42,638	0.6
災害復旧事業費	6	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	28,500	0.4
予備費	14,132	0.2
<b>計</b>	<b>7,041,413</b>	<b>100.0</b>

各会計予算状況 (単位：千円)					
会計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
一般会計	7,041,413	8,020,331	▲ 978,918	▲ 12.2	
特別会計	2,649,995	2,582,739	67,256	2.6	
用品会計	3,232	3,321	▲ 89	▲ 2.7	
介護保険特別会計	879,934	835,309	44,625	5.3	
後期高齢者医療特別会計	180,203	181,733	▲ 1,530	▲ 0.8	
国民健康保険特別会計	1,389,711	1,361,926	27,785	2.0	
浄化槽設置管理事業特別会計	196,915	200,450	▲ 3,535	▲ 1.8	
公営企業会計	2,812,784	2,677,467	135,317	5.1	
水道事業会計	701,405	762,373	▲ 60,968	▲ 8.0	
一般旅客自動車運送事業会計	178,205	121,298	56,907	46.9	
病院事業会計	1,933,174	1,793,796	139,378	7.8	
合計	12,504,192	13,280,537	▲ 776,345	▲ 5.8	

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%
国民健康保険特別会計	170,425	86,460	83,965	97.1
介護保険特別会計	144,459	135,891	8,568	6.3
後期高齢者医療特別会計	122,182	123,092	▲ 910	▲ 0.7
浄化槽設置管理事業特別会計	74,248	74,039	209	0.3

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%
水道事業会計	13,532	14,441	▲ 909	▲ 6.3
一般旅客自動車運送事業会計	20,000	20,000	0	0.0
病院事業会計	182,093	183,852	▲ 1,759	▲ 1.0

## 平成25年度主な島内行事日程

行 事		行 事				
4月	1日	海遊魚まつり（4月の土日祝）	10月	1日	海遊魚まつり（11月末迄の土日祝）	
	10日	八丈町事業説明会		5日	防災訓練（末吉地域）	
	21日	敬老会（榎立・中之郷）		6日	中学校陸上記録会	
	29日	中之郷自治会総会		13日	町民体育大会（各地域）	
5月	1日	トローリング大会 ～ 1/31	11月	25日	八丈町表彰式	
	7日	新庁舎での業務開始		31日	グラウンドゴルフ大会	
	11日	新庁舎落成式		3日	各小学校運動会	
	11日	ジギングトーナメント ～ 12日	17日	福祉バザー		
	14日	にっぽん丸寄港	23日	末吉自治会総会		
	25日	消防団夏季訓練 ～ 26日	12月	1日	高齢者演芸大会	
6月	2日	クリーンデー		3日	第四回八丈町議会定例会（1日目）	
	4日	第二回八丈町議会定例会（1日目）		4日	消防出初式	
	9日	敬老会（三根）		5日	成人祝賀式	
	20日	小笠原親善訪問 ～ 25日	12日	パブリックロードレース		
7月	23日	夏まつり ～ 25日	1月	18日	凧揚げ大会	
8月	4日	八丈島浜遊び		19日	島ことばカルタ大会	
	11日	納涼花火大会		26日	文化フェスティバル	
	18日	サマーコンサート （多目的ホール「おじゃれ」こけらおとし行事）		2月	11日	榎立自治会総会
9月	20日	ばしふいっくびーなす寄港	3月		4日	第一回八丈町議会定例会（1日目）
	4日	第三回八丈町議会定例会（1日目）			21日	フリージアまつり ～ 4/6
	8日	スポーツ祭東京2013（デモスポ）ふれあいフットサル		22日	八丈島産業祭 ～ 23日	
	10日	自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い	※上記の行事日程は予定であり、変更になる場合があります。			
	15日	富士中学校運動会・大賀郷中学校運動会・三原中学校体育祭				
	16日	敬老会（大賀郷・末吉）				
29日	スポーツ祭東京2013（軟式野球大会）～ 10/2					

### 東日本大震災義援金受付期間の延長

被災状況が甚大であること、義援金の協力申し出が続いていることから、受付期間が平成26年3月まで、延長されました。八丈町でも引き続き受け付けを行いますので、ご協力をお願いします。

義援金名	受付期間	義援金額	送金先
東日本大震災 義援金	平成23年3月14日から 平成26年3月28日まで	17,289,290円 （2月28日現在）	日本赤十字社

### 平成24年度 八丈町募金活動 実績報告

昨年1年間で皆様からいただきました募金は下記のとおりです。

集まった募金は各団体へ送金いたしました。皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

募金名	総額	送金先
赤十字社員増強運動	1,089,710円	日本赤十字社 東京都支部
赤い羽根共同募金運動	941,920円	社会福祉法人 東京都共同募金会

▶▶▶ シリーズワンポイント⑪ ～防災～

**第11回 津波警報**

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表される重要な情報です。

例えば、マグニチュード8を超える巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。これにより、津波の高さを小さく予想することを防ぎます。

このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

そして、正確な地震の規模が分かった場合、気象庁が発表する予想される津波の高さが、これまでの8段階から5段階に、平成25年3月7日から下記のとおり変わりました。

	予想される津波の高さ	
	高さの区分	発表する値
大津波警報	10m	10m超
	5m～10m	10m
	3m～5m	5m
津波警報	1m～3m	3m
津波注意報	20cm～1m	1m

※津波警報などの発表時には、各区分の高い方の値を、予想される津波の高さとして発表します。

例：3mから5mの間の津波が予想されたら、「予想される津波の高さは5m」と発表します。

津波は何度も繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が高くなる場合がありますので、警報などが発表された時は海岸付近に近づかないなど、充分警戒してください。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 内線211

# 環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 内線233・234

**●家電リサイクル料金の排出者負担額が下がります。**

4月1日より（財）家電製品協会による助成額の変更により、排出者負担額が下がります。

	【平成24年度】	【平成25年度】
エアコン	3,684円	3,119円
テレビ（15型以下）	3,325円	3,285円
テレビ（16型以上）	4,375円	4,335円
冷蔵庫（170ℓ以下）	6,492円	6,342円
冷蔵庫（171ℓ以上）	7,542円	7,392円
洗濯機	4,557円	4,467円

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機の家電4品目は家電リサイクル法により、廃棄する場合は適正に処理しなければなりません。（ただし、郵便局券を使用しリサイクル料金を振り込んだ場合、助成の対象外となりますので、ご注意ください。）

**一般廃棄物処理手数料は納めましたか？**

八丈町では事業活動に伴う一般廃棄物の減量化などを目的に1kgにつき4円の一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を納付することになっています。まだ平成24年度の清掃手数料を納めていない事業者は、すみやかに納付をお願いします。納付書を紛失した方は環境係へご連絡ください。

また、ごみの排出量の増減があった事業者や、新たに事業を始めた事業者は、「廃棄物等処理申出書」を提出してください。（「廃棄物等処理申出書」は環境係まで問い合わせください。）

**PM2.5（微小粒子状物質）対策**

PM2.5（微小粒子状物質）の飛来による人体への影響が懸念されています。

環境省 PM2.5専用ページ 「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」  
 大気汚染広域監視システム 「そらまめ君」

上記ホームページなどで大量発生が報告された日、及び黄砂が目視により確認できる日は屋外活動を自粛するなどの自主対策をお願いします。

# 税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課課税係 内線 221

## 固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

### ○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成25年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

### [縦覧内容]

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

### [注意事項]

- 縦覧帳簿には所有者の名前は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者の名前や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

[手数料] ●無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

### ○証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

[手数料] ●同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

■場 所 税務課課税係 固定資産税担当 内線 224

■期 間 4月1日（月）～5月31日（金） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

# 国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 内線 235

## 70以上75歳未満の方の自己負担割合が1割に据え置かれました

70以上75歳未満の方(※)の自己負担割合については、平成25年4月から2割に引き上げられることとなっていました。平成25年4月から26年3月末までの一年間、1割に据え置かれることとなりました。

※すでに3割をご負担頂いている方、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

○新しい高齢受給者証は、3月に発送しましたのでご確認ください。

なお、古い高齢受給者証は、医療年金係または、各出張所にお返しく下さい。

○高齢受給者証は、通常の一斉更新の都合上、有効期限が7月31日までとなっています。

## 就学のために転出される方へ ～学生の被保険者証の特例制度～

就学のため転出される方に、今までの被保険者証がそのまま使用できる学生特例制度があります。該当される方は転出の手続きをする際、国保窓口に出してください。

既に学生特例制度を受けている方で、昨年度に引き続き学生の方は、平成25年度分の在学証明書、または学生証のコピーを4月末日までに提出してください。

また、卒業などで該当しなくなった方は、非該当の届け出が必要となりますので町役場国保窓口又は各出張所で手続きをしてください。

- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。
- ◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。
- ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

# 観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 内線 267・268

## 主な行事予定

4月	海遊魚まつり 春の交通安全パレード	土・日・祝日 各地域・・・7日(日)
5月	にっぽん丸寄港 J-1グランプリ(ジギング)大会	神湊港(予定)14日(火) 11日(土)・12日(日)

## 来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客(推計)		前年比
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	
4月	7,777	5,344	908	890	8,685	6,234	6,005	4,310	39.3%
5月	7,772	6,355	1,622	1,283	9,394	7,638	8,971	7,294	23.0%
6月	4,527	5,039	995	1,104	5,522	6,143	4,174	4,643	▲10.1%
7月	8,817	8,536	2,054	1,892	10,871	10,428	8,442	8,098	4.2%
8月	14,498	13,553	4,576	4,767	19,074	18,320	16,145	15,507	4.1%
9月	8,143	7,810	1,945	1,816	10,088	9,626	8,408	8,023	4.8%
10月	7,467	7,996	884	876	8,351	8,872	5,516	5,860	▲5.9%
11月	7,298	7,682	1,371	887	8,669	8,569	6,013	5,944	1.2%
12月	7,452	7,955	512	688	7,964	8,643	4,715	5,117	▲7.9%
1月	7,097	7,171	633	510	7,730	7,681	4,839	4,808	0.6%
2月	6,548	6,245	533	382	7,101	6,627	3,839	3,583	7.1%
計	87,396	83,686	16,053	15,095	103,449	98,781	77,067	73,187	5.3%

※海路には、5月8日(ばしふいっくびーなす)、7月20日(にっぽん丸)、8月25日(ばしふいっくびーなす)11月10日(にっぽん丸)の大型客船寄港分および臨時空路便8月22日、24日名古屋チャーター便が含まれています。

# 国民年金

■住民課医療年金係 内線 236

■港年金事務所 電話 03-5401-3211

■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

## 【引き続き学生納付特例の申請を希望される方へ】

平成24年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成25年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が発送されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な事項を記入することで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等の添付が必要です。

## 【外国籍の方も国民年金の加入が必要です】

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方も国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入をして、受給要件を満たせば「老齢基礎年金」はもちろん、万が一、病気やケガによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、不幸にも亡くなられた場合には、その妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。ただし、以下の方は加入手続きの必要はありません。

○厚生年金保険などに加入の方

○厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者

## 【国民年金前納割引制度（現金払い 前納一年度分）】

国民年金保険料を前納すると割引があります。平成25年度の保険料については、1年度分を現金払いで前納すると「3,200円」の割引、6カ月分を現金払いで前納すると「730円」の割引となります。

※現金前納のお支払いは平成25年4月1日から4月30日までです。

## 【社会保険庁などの職員を名乗る詐欺に注意!!】

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座を聞き出すなど、不審な電話や訪問があったという報告が寄せられています。年金事務所などの職員を名乗った訪問や電話で不審な点がありましたら、その場で対応することなく、年金事務所または警察へ連絡してください。

## ▶▶ 各種問い合わせ

### ●ねんきんダイヤル：電話0570-05-1165

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 月曜日から金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ただし月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）は午後7時まで受付

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません。

### ●ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ：電話0570-058-555

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 月曜日から金曜日：午前9時～午後8時 ・第2土曜日：午前9時～午後5時

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません。また、「ねんきん特別便」に関する問い合わせも、この番号で引き続き受け付けています。

### ●国民年金保険料の「納付可能期間延長のお知らせ」に関する問合せ：電話0570-011-050

一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、所定の通話料金がかかります。

※050または070から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015（ただし、通常の通話料金がかかります。）

受付時間 月曜日から金曜日：午前8時30分～午後5時15分（ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで延長

・第2土曜日：午前9時30分～午後4時（祝日、12月29日～1月3日は利用できません）

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりして間違い電話にならないよう注意してください。

## 病害虫（エダシャク類）の情報を求めています！

町では、森林病害虫エダシャク類駆除のため、5月に薬剤散布を檜立・中之郷地域の一部で実施します。現在、病害虫の発生状況や薬剤散布可能な地域をまとめているので、情報をお持ちの方は問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ ■ 産業観光課産業係 内線261

# 合併処理浄化槽の普及促進に向けて

～美しい海と快適な生活環境を子孫に伝えるために～

■問い合わせ■  
住民課浄化槽係  
内線307

町では、浄化槽の普及促進を図るため、合併処理浄化槽を設置していない家庭を訪問し、「八丈町浄化槽設置管理事業」の説明をしています。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

なお、浄化槽の設置を希望される方もしくは、事業の詳細について説明をご希望の方は、住民課浄化槽係までお気軽にお問い合わせください。

## ◎八丈町営団地入居者の一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）

八丈町営住宅条例に定められている団地にお住まいの方から次のとおり手数料を頂きます。

### 1. 料 金

1戸につき、年額 2,400円

### 2. 支払い方法

① 4月初めに納入通知書を送付します。

② 納入通知書が届きましたら、4月30日までに

町役場、各出張所、みずほ銀行国内本支店、七島信用組合で、お支払いください。

### 3. その他

新たに団地に入居した場合は、入居した翌月に納入通知書を送付しますので、翌月末までにお支払いください。1年を満たさないで団地を明け渡した場合は、入居期間に応じて月割計算により手数料を頂きます。

## ◎一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）

汲み取りしたし尿または、浄化槽の清掃の際に汲み取りした汚泥などは八丈町汚泥再生処理センターで処理し、収集・運搬料および処理料として手数料を頂いています。

料金は、10リットルあたり10円（10円未満切り捨て） となります。

ただし、一般家庭から汲み取りしたし尿については、

1年度（3月から翌年2月に汲み取りした分）につき、33,000円を上限として、手数料を頂きます。

## ◎一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）のお支払い方法

① 収集運搬業者、浄化槽清掃業者がし尿の汲み取りまたは、浄化槽清掃の際に汚泥などの汲み取りを行います。

② 収集運搬業者または、浄化槽清掃業者が1件ごとに汚泥再生処理センターへ搬入し、その際、計量機により汲み取ったし尿、浄化槽汚泥の量を計ります。

③ 月初めから月末まで（1カ月分）の汲み取った量を町でとりまとめ手数料を算出します。（10円/10ℓ）翌月のはじめに一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）納入通知書を送付します。

④ 納入通知書が届きましたら、月末までに、町役場、各出張所、みずほ銀行国内本支店、七島信用組合でお支払いください。

## ◎し尿、雑排水などの収集・運搬業務のお知らせ

1. し尿、雑排水などの収集・運搬業務の休業日は、第2・4土曜日、日曜日、祝日となりますので、収集・運搬が必要な方は、休業日前にお申し込みください。

なお、休業日直前は、混雑する場合がありますので、お早めに申し込みください。

4月のし尿、雑排水などの収集・運搬業務の休業日は次のとおりです。

4月の休業日

7日（日曜日）、13日（第2土曜日）、14日（日曜日）、21日（日曜日）、

27日（第4土曜日）、28日（日曜日）、29日（昭和の日）

2. 収集運搬業務の受付時間

午前8時～午後4時

収集運搬業者 株式会社 八丈島衛生総合企画 電話番号 2-0855

## ファミリー・サポート・センター

八丈町に在住、在勤、または、在学している方を対象として、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行える方（提供会員）の橋渡しを行う制度です。提供会員の方には、研修を受講していただきます。

八丈町在住の概ね生後6カ月～10歳未満のお子さんをお持ちの方で、育児の援助を受けたい方は下記へお問い合わせください。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話2-4300または2-2788

## 介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収（仮徴収）

4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」が発送されます

### ○特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、原則として特別徴収（年金からの天引き）により介護保険料を納めます。介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から暫定額を納める「仮徴収」と10月・12月・2月の年金から納める「本徴収」があります。

※「仮徴収」とは、年間の保険料が確定する前に前年度の保険料をもとに暫定額を納めるものです。

※「本徴収」とは、年間の確定した保険料から仮徴収で納めた額を差し引いた額を納めるものです。平成25年度の年間保険料の決定通知は7月頃に発送する予定です。

### ○4月に特別徴収（仮徴収）で保険料を納める方

現在、保険料を特別徴収で納めている方は、平成25年2月に特別徴収により納め保険料と同額を4月の年金から暫定的に仮徴収として納めます。

### ○平成25年度の介護保険料

段階区分	対 象 と な る 方	保険料 年額（円）
第1段階	生活保護および老齢福祉年金受給者で市町村民税が世帯全員非課税の方	27,600
第2段階	市町村民税が世帯全員非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	34,500
第3段階	市町村民税が世帯全員非課税で、第2段階以外の方	41,400
第4段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	48,300
第5段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、第4段階以外の方	55,200
第6段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円未満の方	62,100
第7段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	69,000
第8段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が190万円以上の方	82,800

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

## 水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 内線 315・316

### ●「水道使用異動届」・「給水装置所有者変更届」の提出が必要です！！

- ① 八丈町に転入する時や、八丈町から転出する時、島内での転居の際には「水道使用異動届」を提出してください。
- ② 水道を半年以上お使いになる予定のない場合は、基本料金のかからなくなる休止手続きが可能です。ただし一度使用休止されると半年間は水道を使用できなくなりますのでご注意ください。
- ③ 水道には実際に使用される使用者、支払者名義のほかに、水道の権利を有する所有者（管理人や貸家の大家など）を変更することも可能です。変更される場合は、「給水装置所有者変更届」の手続きが必要になります。

※「水道使用異動届」、「給水装置所有者変更届」の手続きは、印鑑をお持ちになって町企業課水道係か、もしくは各出張所で行ってください。なお「給水装置所有者変更届」の場合は、相手方の印鑑が必要となる場合もあります。詳しくは下記まで問い合わせください。

### ●水道メーター器の周りはきれいに！！

水道メーター器の周りに物や、春から夏にかけて草が生い茂ったりし、メーター器が見えづらくなる場合がありますので、メーター器周辺はきれいに保って検診がスムーズに行えるようご協力ください。

### ●水道料金のお支払いは口座振替が便利です！！

毎月お支払いいただく水道使用料は、便利な口座振替をご利用ください。

手続きは、金融機関（七島信用組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行）にて直接お申し込みください。

申し込み用紙は上記金融機関、町企業課水道係、各出張所にあります。

# 教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2 - 0797

## □今月の学校行事

・始業式	8日	各小・中学校
・入学式	8日	各小学校
	9日	各中学校
・修学旅行	17日 ~ 21日	大賀郷中学校
	19日 ~ 23日	三原中学校
	25日 ~ 29日	富士中学校
・職場体験	18日 ~ 20日	富士中学校・大賀郷中学校

## ストレスをコントロールする

みどりの葉が春の光におどる4月、今年も小・中・高あわせておよそ200人の新入生が誕生します。小学生はピカピカのランドセルを背負って、中学生・高校生は真新しい制服に身を包み、緊張の日々が始まります。あたらしい生活は思いのほか心身の疲労をとまなうもの。教科の学習はもちろん、特に、級友や先輩、先生方との人間関係をあたらしく作ることに神経を使います。人はだれでも、このような緊張を経験しながら少しずつ成長していくのですが、これをうまく乗りきれないと、ストレスとなって心身の健康に害をおよぼすことがあります。上手な対処法を知っていると、ストレスから心や体の健康を守ることができます。周囲のおとなのひとことで楽になることがあるので、子どものようすを見ながら、声をかけてみましょう。

①深呼吸する。お腹の空気をいったん吐き出してから大きく吸い込みましょう。くり返すうちに気持ち落ち着いてきます。ひとりでも、どこでも、できますね。

②気分転換。運動で汗をかいたり、趣味に打ちこんだり、好きな音楽を聴いてリラックスするのも効果的。

③原因を考え、ノートなどに書いてみる。書き出してみると頭のなか整理され、解決への道すじが見えてくるものです。

④相談する。ひとりでかかえこむより、友だち、先生やおとなに話を聞いてもらう。信頼できる人に助けられても、けっして弱虫にはなりません。

⑤問題と正面から向き合う。失敗をおそれず、克服のための努力を重ねることで自信がつくのです。

入学・進級などの急な環境の変化以外にも、人間関係のトラブル、成績のこと、急な身体の変化、家族の病気、友人や家族との別れなど、子どもの力ではどうにもならない問題で心を痛めている子どもたちがいることを心に留め、見守っていきたいものです。

(教育相談員 伊藤 宏)

### ■八丈町教育相談室

電話 2-0591

毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

### ■東京都教育相談センター

電話 03-3360-8008

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

### ■東京いじめ相談ホットライン

電話 03-5331-8288 (24時間)

### ■東京いのちの電話

電話 03-3264-4343 (24時間)

## 八丈町多目的ホール愛称決定

平成25年8月に開館する、八丈町多目的ホール（集会施設）の愛称について、平成24年11月号の広報にて募集したところ、59件の応募があり、その中から親しみやすい愛称として「おじゃれ」に決定しました。



## 住民係からのお知らせ

### ■住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知等制度が始まります。

平成25年4月1日から八丈町に住民登録や本籍のある方が事前登録することで、その方に係る住民票の写し等を本人の代理人および第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人にお知らせする制度を始めます。

### ■閉庁日の戸籍届出

土、日、祝日などの閉庁日に戸籍の届け出（出生・婚姻・死亡届など）をされる方は、事前に町役場代表（04996-2-1121）に電話の上、指定された場所に届書をお持ちください。閉庁日の届け出は、受け付けのみ（死亡届は除く）行います。

### ■お詫びと訂正

平成24年7月の住基法改正に伴い、八丈町の世帯と人口は外国人住民の方を含んだ数で掲載していましたが、世帯数が重複していましたので、以下のとおり訂正いたします。

平成24年 8月1日現在	4,605 世帯
平成24年 9月1日現在	4,594 世帯
平成24年 10月1日現在	4,592 世帯
平成24年 11月1日現在	4,588 世帯
平成24年 12月1日現在	4,583 世帯
平成25年 1月1日現在	4,582 世帯
平成25年 2月1日現在	4,568 世帯

■ご質問・ご不明な点などありましたら、住民課住民係に問い合わせください。

■問い合わせ■ 住民課住民係  
内線 237・238

## 日本脳炎の接種対象年齢変更

予防接種法施行令が改正されたため、4月より日本脳炎定期予防接種の接種対象年齢が変更となりました。これを受け、日本脳炎定期予防接種について、平成25年度は以下のとおりすすめていくこととします。

※日本脳炎は、1期（2回接種）・1期追加（1回接種）・2期（1回接種）の全部で4回接種を受けます。接種間隔は受け始めた時期や回数によって、お子さんごとにまちまちとなっています。お子さんの残り接種回数や接種間隔などについて確認されたい方は、問い合わせ先までご連絡ください。

① 次の年齢のお子さんは、接種を特におすすめする年齢ですので、集団接種のご案内を個別通知します。時期は平成25年8月・9月、平成26年2月・3月を予定しています。

- ・ 3歳（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ）
- ・ 4歳（平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ）
- ・ 7歳（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）
- ・ 8歳（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
- ・ 9歳（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）
- ・ 10歳（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ）

② また、次の年齢の方も、今年度接種を特におすすめする年齢です。集団接種を予定しておりますが、日時が決まり次第、ご案内を個別通知します。

- ・ 18歳（平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

③ 加えて、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は20歳になるまで（20歳未満まで）無料で接種を受けられます。①と②の年齢でない方にはご案内を個別通知しませんが、毎月第2・第4木曜に実施する予約制個別接種にて接種を受けることができます。接種をご希望の方は、問い合わせ先までご連絡ください。

### <予約制個別接種>

※事前に予約が必要です。予約締切は、実施日1週間前の午後5時15分までです。

日時：毎月第2・第4木曜日（広報に毎月実施日を掲載）／午後3時～午後3時30分

会場：町立八丈病院小児科

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

## BCG（結核）の接種対象月齢変更

予防接種法施行令の改正により、4月よりBCG定期予防接種の接種対象年齢が以下のとおり変更となりました。

これまで	→	4月より
接種対象月齢 → 生後6カ月まで 標準的な接種月齢 → 生後3～6カ月まで		接種対象月齢 → 生後12カ月まで 標準的な接種月齢 → 生後5～8カ月まで

これに伴い、これまで3～4カ月乳児・産婦健康診査（3・4カ月健診）時に行っていたBCG予防接種を取りやめ、4月より隔月（偶数月）に、町立病院小児科にて集団予防接種を実施します。

日時は実施月の広報に掲載するほか、対象者の方（標準的な接種月齢の方）へはご案内を個別通知します。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

## 定期予防接種の予約制個別接種・任意予防接種の日時変更のお知らせ

定期予防接種の予約制個別接種および任意予防接種（おたふくかぜ、みずぼうそう、ロタなどの接種）の日程を、4月より以下のとおり変更します。

なお、予約制個別接種の予約締切は、実施日1週間前の午後5時15分までです。

	これまで	→	4月以降
予約制個別接種	毎月第2・第4水曜日 午後2時30分～午後3時		毎月第2・第4木曜日 午後3時～午後3時30分
任意予防接種 （おたふくかぜ・みずぼうそうなど）	毎月第2・第4木曜日 午後3時～		毎月第2・第4水曜日 午後2時30分～午後3時

■問い合わせ■

予約制個別接種（定期予防接種） … 福祉健康課保健係 電話 2-5570  
 任意予防接種 … 町立八丈病院 電話 2-1188

## 定期予防接種のお知らせ

- 三種混合集団接種（I期）&四種混合集団接種（I期）  
日時：4月9日（火） 午後3時～午後3時30分
- ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種&予約制個別接種  
日時：4月11日（木） 午後3時～午後3時30分
- BCG集団接種  
日時：4月17日（水） 午後3時～午後3時30分
- ポリオ集団接種&予約制個別接種  
日時：4月25日（木） 午後3時～午後3時30分  
会場：町立八丈病院小児科

※集団接種の対象者へは、事前に個別通知します。

※予約制個別接種は、お子様の体調不良等で集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために設けています。事前予約が必要ですので、ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570



## ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんの定期予防接種化

これまで、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの接種は、任意の予防接種であり、接種費用を一部ご負担いただいていたましたが、予防接種法が改正され、4月より定期予防接種となりました。定期予防接種化されたことにより、接種費用は原則無料となります（ただし、法で定められた対象月齢・年齢および接種間隔内の接種に限ります）

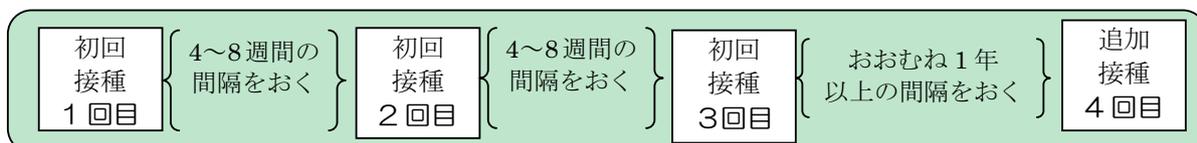
各ワクチンの接種対象年齢、接種間隔および接種回数などは以下のとおりです。各ワクチンとも、町立八丈病院小児科での集団接種を実施します。実施日程は毎月広報でお知らせするほか、対象者（標準的な接種月齢・年齢の方）へはご案内を個別に通知します。

また、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、原則、同時接種でのご案内をします。

### <ヒブ>

- 対象月齢 : 生後2カ月～60カ月（5歳）未満
- 標準的な接種月齢 : 生後2カ月～7カ月未満
- 接種間隔および接種回数（接種開始年齢によって異なります）

①開始年齢が生後2カ月～7カ月未満の場合 合計4回接種



②開始年齢が生後7カ月～12カ月（1歳）未満の場合 合計3回接種



③開始年齢が生後12カ月（1歳）～60カ月（5歳）未満の場合 合計1回接種



### <子宮頸がん>

- 対象年齢 : 小学校6年生～高校1年生相当の女子
- 標準的な接種年齢 : 中学校1年生の間
- 接種間隔および接種回数（使用するワクチンによって異なります）

① 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合 合計3回接種

※八丈町では原則このワクチンを用いて接種をすすめていきます。



② 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合 合計3回接種

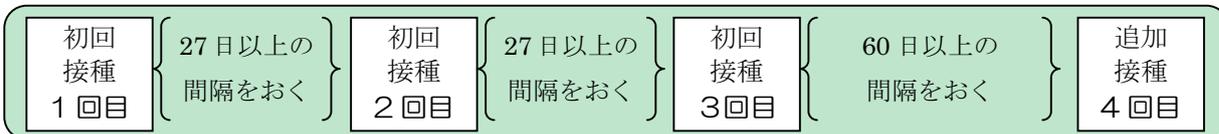
※八丈町では原則①のワクチンを用いて接種をすすめていきますが、②のワクチン接種をご希望の方は、問い合わせ先までご相談ください。

- その他 : ①と②のワクチンとも筋肉内注射を行います。  
妊娠していることがあきらかな方は接種を受けられません。  
①と②のワクチンを併用して接種を受けることはできません。

＜小児用肺炎球菌＞

- 対象月齢 : 生後2カ月～60カ月（5歳）未満
- 標準的な接種月齢 : 生後2カ月～7カ月未満
- 接種間隔および接種回数（接種開始年齢によって異なります）

① 開始年齢が**生後2カ月～7カ月未満**の場合 合計4回接種



② 開始年齢が**生後7カ月～12カ月（1歳）未満**の場合 合計3回接種



③ 開始年齢が**生後12カ月（1歳）～24カ月（2歳）未満**の場合 合計2回接種



④ 開始年齢が**生後24カ月（2歳）～60カ月（5歳）未満**の場合 合計1回接種



■問い合わせ■  
福祉健康課保健係 電話2-5570

町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

- ・耳鼻咽喉科 4月15日（月）～17日（水）
  - ・糖尿病教室 4月 3日（水）
- その他、専門外来診療は下記のとおりですが、予約制となっております。  
科によっては予約の取り方が異なりますので、詳しくは病院にお問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- ・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科
- ・腎臓内科 ・消化器内科 ・神経内科 ・眼科 ・循環器内科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

~~~~~**檜立・中之郷地区 敬老会 開催！！**~~~~~

高齢者の町民の方々への感謝と長寿をお祝いする敬老会を檜立・中之郷地区で開催します。

**檜立地区**

◎ 日 時 4月21日（日）  
午前11時～午後1時30分

◎ 場 所 檜立公民館  
※対象者は70歳以上の方

（昭和19年4月1日以前に生まれた方）です。

**中之郷地区**

◎ 日 時 4月21日（日）  
午前11時～午後1時30分

◎ 場 所 中之郷公民館

■問い合わせ■  
福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

## 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませ下さい。

### ●日 時

| 実施日      | 会 場            | 時 間               |
|----------|----------------|-------------------|
| 4月25日(木) | 小宮山久男商店駐車場     | 午前9時 ～午前10時       |
|          | 漁協テングサ倉庫前(護神)  | 午前10時10分～午前10時30分 |
|          | パパズ・イン駐車場(底土)  | 午前10時40分～午前11時    |
|          | 漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前) | 午前11時10分～午前11時30分 |
|          | 旧 西見バス停前       | 午後1時30分～午後2時      |
|          | 東海汽船 八重根待合所前   | 午後2時15分～午後2時40分   |
| 4月26日(金) | 大賀郷公民館駐車場      | 午前9時 ～午前9時30分     |
|          | 大里バス停前         | 午前9時40分～午前10時     |
|          | 榎立公民館車庫        | 午前10時15分～午前10時40分 |
|          | 中之郷公民館前        | 午前10時50分～午前11時10分 |
|          | 末吉公民館前         | 午前11時20分～午前11時40分 |
|          | 八丈町保健福祉センター駐車場 | 午後2時 ～午後3時        |

### ●料 金

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ◎予防注射料金           | 3,550円 |
| <内訳> ・予防注射料       | 3,000円 |
| ・注射済票交付手数料        | 550円   |
| ◎登録手数料(新規登録する犬のみ) | 3,000円 |

※円滑に受け付けを行えるよう、できるだけおつりの無いようにご協力ください。

### ●「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャスミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射のたびに交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができませんが手数料がかかります。

### ●留意事項

- ・登録および注射を受ける犬は、生後91日以上の子犬です。
- ・注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- ・新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は町への登録および登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係までお問い合わせください。
- ・飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

## 障害者巡回相談（18歳以上対象）実施

東京都心身障害者福祉センターでは、巡回相談を下記の日程で実施します。

- 日時 6月19日（水）・20日（木）  
（20日は午前のみ）
- 場所 八丈町保健福祉センター 1階ホール  
※予約人数によってはいずれか1日になる場合があります

予約制のため、下記の日時に予約をしてください。時間などを追って通知します。

- 予約期間 4月22日（月）～4月26日（金）
- 受付時間 平日 午前9時～午後5時  
（正午～午後1時を除く）
- ・ご相談内容によっては、病院への受診を優先させていただきますことがあります。
- ・巡回相談では医療行為（診察・治療など）は行いません。

### 対象者

- ①目（視覚）、耳（聴覚）、身体的に不自由な方（肢体不自由）で、身体障害者手帳を新規取得したい方、または上記障害の手帳所持者で程度変更を希望される方
- ②①の対象者で補装具（義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いすなど）の新規交付を受けたい方、または過去に上記補装具の交付を受けた方で修理などの相談がある方  
※ただし、介護保険法対象者（65歳以上の障害者・特定疾病による40歳～64歳の障害者）の方は車いす（標準型）の交付を除きます。
- ③愛の手帳（知的障害者手帳）を新規取得したい方、または上記手帳所持者で程度変更を希望される方（児童時に取得した方でも成人時の再判定が済んでない方は申し込みください）

■申し込み・問い合わせ■ 福祉健康課 障がい福祉係 電話 2-5570

## 島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成

島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される下記の方に対し引き続き交通費の一部を助成しております。

### ○助成対象者

- ① 島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方
- ② 国・東京都が認める難病医療費受給者（マル都医療券を所持している者）、または小児慢性疾患医療費助成を受けている方で、その疾病のために通院する方
- ③ 身体・知的・精神障害者手帳の認定を受けている方で、その障害のために通院する方
- ④ ①～③に該当する未就学児に対する付添者（1名に限る）

### ○助成額

年度内に13,000円を1回、証明書を発行してもらった方には証明書代を別途支給いたします。

※ 島外病院に通院したことを証明する領収書等の日付にて「年度」の扱いを判断しておりますので原則として24年度分（24年4月～25年3月分）の申請をされる方につきましては4月19日までの受け付けとさせていただきます。

### ○申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。→2. 島外の医療機関へ通院および入院し領収書もらう。→3. 証明書、領収書（証明書の領収書、島外医療機関の領収書）印鑑、助成金の振り込み先（通院者本人名義、未成年者においては保護者の方名義）をお持ちのうえ健康課にて申請してください。

（ただし助成対象者②、③の方は証明書不要）

※ 必ず事前に島内医療機関にて証明書を発行してもらってください。事後での証明書発行はできませんのでご了承ください。

詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

# 母子保健

■申し込み・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

## 今月の健康診査

会場 保健福祉センター

3・4カ月乳児・産婦健康診査 4月23日(火) 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成24年11月20日～平成25年1月23日生まれの乳児とその産婦

1歳6カ月児健康診査 4月16日(火) 受付：午後1時15分～2時

○対象 平成23年8月27日～平成23年10月16日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 4月10日(水) 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成21年1月26日～平成21年4月10日生まれの幼児



## こども心理相談

(要電話予約)

会場：保健福祉センター

4月16日(火) 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

## すくすく相談

(要電話予約)

会場：保健福祉センター

4月9日(火) 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。

母子健康手帳を持参してください。

## 両親学級(要電話予約)日時：下記4回コースで行います。

会場：保健福祉センター

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にいらしてください。

お父さんも歓迎します。

1回目 4月5日(金) 午後1時30分～3時30分

妊娠中の生活の工夫、歯の健康(歯科健診・歯の話)

2回目 4月12日(金) 午後1時30分～3時30分

お母さんと赤ちゃんの栄養

3回目 4月18日(木) 午後1時30分～3時30分

お産を迎える準備(お産の進み方、呼吸法)

4回目 4月25日(木) 午後1時30分～3時30分

赤ちゃんの健診・病気、沐浴、マタニティ体操

## 町長上京日記 2月

### ▶17日～21日

- ◎ANA826便にて上京
- ◎東京都島嶼町村長会議
- ◎東京都島嶼町村会・同議長会合同会議
- ◎中央区立京橋築地小学校八丈島授業参加
- ◎東京都島嶼町村一部事務組合  
組織団体長と同議長会との合同会議
- ◎東京都島嶼町村一部事務組合定例会
- ◎東京都土地改良事業団体連合会理事会
- ◎東京都土地改良事業団体連合会通常総会
- ◎国土審議会離島振興対策分科会
- ◎全国離島振興協議会正副会長会議
- ◎全国離島振興協議会理事会

- ◎(財)日本離島センター理事会
- ◎ANA821便にて帰島

### ▶25日～28日

- ◎ANA822便にて上京
- ◎東京都町村長会議
- ◎(公財)東京都市町村自治調査会評議員会
- ◎東京都市町村職員退職手当組合  
組織団体長会議
- ◎(公財)東京都島しょ振興公社理事会
- ◎伊豆諸島、小笠原諸島地域力創造対策協議会
- ◎東京海区漁業調整委員会
- ◎ANA821便にて帰島

## ○4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島

「かめりあ丸」・「さるびあ丸」

<東京竹芝発 22:20> <八丈島発 10:00>

【東京愛らんどシャトル】空席状況アドレス(東邦航空ホームページ)

<http://www.tohoair.co.jp/shuttle/availability.php>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222

・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】 TEL 0570-029-222

73M 176人 A320 166人

| 便名  | 羽田発   | 八丈島着  | 機種   |
|-----|-------|-------|------|
| 821 | 7:30  | 8:25  | A320 |
| 823 | 12:10 | 13:05 | A320 |
| 829 | 15:45 | 16:40 | 73M  |

| 便名  | 八丈島発  | 羽田着   | 機種   |
|-----|-------|-------|------|
| 822 | 9:00  | 9:55  | A320 |
| 826 | 14:10 | 15:05 | A320 |
| 830 | 17:10 | 18:15 | 73M  |

|        | 普通運賃   | 往復割引<br>(片道) |
|--------|--------|--------------|
| 羽田＝八丈島 | 19,870 | 13,170       |

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。



# ……お知らせ掲示板……



## 図書館からのお知らせ

### ●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。  
 図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。  
 なお、申し込み手続きの際はご本人の確認ができるもの（免許証や保険証など）が必要です。（小さなお子さんの場合も確認しています）



### ●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をかけします。  
 変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、確認ができるものと一緒に提示してください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

### ●返却日をご確認ください！

返却する本などのバーコードがなぞられた時、パソコンから音が聞こえたことはありませんか？それにはいくつか理由があります。予約された本などが準備できている時。図書貸出カードの更新時期が来ている時。そして、返却日が遅れている時。

図書館では貸出時に、タイトルと返却日が書かれた貸出票をお渡ししています。その日付をもう一度確認してください。もし返却日が過ぎていたら、すぐに図書館に返してください。閉館時は図書館入口にある返却ポストをご利用ください。その本を待っている方が、必ずいます!!

### ●今月のおはなし会 13日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

どなたでも参加できます。おはなし好きな子、おじゃれよい♪

### ●休館日 毎週月曜日・30日（火・館内整理日）

### ●開館時間 午前 9時30分～午後 5時

### ●新着図書

\*最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています\*

『春風伝』葉室麟著

『毎日がパンまつりーヤマザキパンでつくる魔法のレシピー』山崎製パン株式会社編

『楽しく遊ぶ学ぶくふうの図鑑』蒲田和宏著 『ふかいあな』エリック・ローマン絵

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話 2-0797

## 法的なトラブルのご相談は島しょ法律相談へ

東京都では、島しょに居住される方々が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料法律相談を行っています。相談者のプライバシーは、固く守られていますので、安心してご相談ください。

### ●相談日時 月・水・金曜日 午後1時～4時(祝日・年末年始の閉庁日を除く)

※当日お待たせしないために、事前の予約も受け付けています。

### ●事前予約 月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始の閉庁日を除く)

### 平成25年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

平成25年

| 4月 |    |    | 5月 |    |    | 6月 |    |    | 7月 |    |    | 8月 |    |    | 9月 |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 月  | 水  | 金  | 月  | 水  | 金  | 月  | 水  | 金  | 月  | 水  | 金  | 月  | 水  | 金  | 月  | 水  | 金  |
| 1  | 3  | 5  | 1  |    |    | 3  | 5  | 7  | 1  | 3  | 5  |    |    | 2  | 2  | 4  | 6  |
| 8  | 10 | 12 | 8  | 10 |    | 10 | 12 | 14 | 8  | 10 | 12 | 5  | 7  | 9  | 9  | 11 | 13 |
| 15 | 17 | 19 | 13 | 15 | 17 | 17 | 19 | 21 | 17 | 19 | 21 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 |    |
| 22 | 24 | 26 | 20 | 22 | 24 | 24 | 26 | 28 | 22 | 24 | 26 | 19 | 21 | 23 | 25 | 27 |    |
|    |    |    | 27 | 29 | 31 |    |    |    | 29 | 31 |    | 26 | 28 | 30 | 30 |    |    |

※ 斜線の日程（祝祭日・年末年始）は休みです。

※「島しょ法律相談」は、平成25年度下半期にも実施します。

■予約・問い合わせ■ 東京都生活文化局広報広聴部 都民の声課 電話 03-5388-2245



## 春の交通安全運動

### 4月6日(土)～15日(月)「やさしさが走るこの街 この道路」

春の交通安全運動が4月6日(土)～15日(月)まで行われます。

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、町民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

#### ●期間中の行事

- 4月6日 交通安全運動出発式 午前8時30分～ 警察署駐車場
- 4月6日 交通安全キャンペーン 午前9時～ 各5地区6カ所  
(末吉公民館前、中之郷八丈ストアーミニミニ店前、榎立富治朗商店前、スーパーあさめま大賀郷店前、八丈ストアー駐車場前、空港ターミナルビル前)
- 4月7日 交通安全パレード 午前 9時30分出発
 

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 浅沼商店     | 午前 9時30分～ | 末吉公民館  |
| 八丈島ガーデン  | 午前 9時55分～ | 中之郷駐在所 |
| 富治朗商店    | 午前10時15分～ | 榎立駐在所  |
| 歴史資料館    | 午前11時～    | 町役場駐車場 |
| 開善民俗院前入口 | 午前11時30分～ | 亀屋駐車場  |

## 交通安全の夕べ

#### ●日 時 ※各日午後6時30分から受け付け(講習カードを持参してください)

午後7時から、交通安全の夕べの開始となります。

4月1日(月) 末吉公民館 4月3日(水) 榎立公民館 4月5日(金) 中之郷公民館  
皆さんお誘い合わせのうえお集まりください。(なお、三根・大賀郷地区は3月中に終了)

## 東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。

※届け出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

|                |                                                                  |                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <b>日 時</b>     | 4月22日(月) 午後1時～4時<br>4月23日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時<br>4月24日(水) 午前9時～正午 | ※登記相談の受け付けは、終了時間の30分前までです。 |
| <b>場 所</b>     | 八丈町役場建設課2階                                                       |                            |
| <b>■問い合わせ■</b> | 東京法務局不動産登記部門                                                     | 03-5213-1329(不動産)          |
|                | 法人登記部門                                                           | 03-5213-1333(商業・法人)        |

## 「表示登記の日」無料相談

土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談を受け付けます。この機会をぜひご利用ください。

●日時 4月10日(水)午前10時～午後4時

●場所 高橋司法書士事務所 電話2-1086  
三根12-4 スカイトウン3-7

●後援 東京法務局

●相談担当

東京土地家屋調査士会

東京司法書士会

七島支部 斎藤 孝道

七島支部 高橋 富雄



## 子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 土日、祝日、年末年始はお休みです

交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時20分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください

4月 3日(水) 八丈島産の魚について 10日(水) みんなで遊ぼう  
17日(水) 八丈島警察署による、交通安全教育 24日(水) 製作・こいのぼり

そのほかの催し

4月 9日(火) 絵本&紙芝居 午前10時30分～11時  
26日(金) おりがみ&お絵かき 午前10時30分～11時

※ 育児・保健相談は随時受け付けをしています。

就学前のお子様の身体測定 15日(月)～19日(金) ※水曜日は催し時間以外になります。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300または2-2788

## 平成25年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体に  
対し、その経費の一部を補助しています。

**募集期間** 平成25年4月1日(月)～5月7日(火)

**対象事業** 地域振興に係る補助事業

- ・地域振興に係る特産品に関する事業
- ・地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

**補助対象団体**

- ・5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体など
- ・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に資する取り組みを行うと認められる法人など
- ・島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は対象外

**補助金額**

補助対象経費の5分の4以内で100万円（特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

**事業の期間**

事業開始から平成26年3月末日まで

**申込方法**

所定の申請書を平成25年5月7日(火)までに企画財政課へ提出してください。

提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布します募集案内・交付要綱をご覧ください。

■問い合わせ■ ・財団法人東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546  
・企画財政課企画情報係 内線305

## 東京都島しょ部における法律相談

第二東京弁護士会では東京都島しょ部在住の方を対象とした、電話による無料法律相談を行っています。  
相談の実施期間は平成25年4月から9月まで毎月1回で、実施日や時間は下記のとおりです。完全予約制  
ですので事前に下記までお電話ください。

●実施日 4月26日(金)・5月24日(金)・6月28日(金)・7月26日(金)・8月23日(金)・9月27日(金)

●予約受付時間 平日午前9時15分～午後5時15分（相談日の前日午後3時までにお電話ください）

●相談実施時間 各日午前10時～正午 1件あたりおおむね20分

■問い合わせ・申し込み■ 第二東京弁護士会法律相談センター 電話 03-3592-1855



参加しませんか？  
募集しています！

行事

催し

講座



## 臨時職員登録(一般事務補助)の募集

### ●登録制度および注意事項について

この制度は臨時職員として働くための希望登録です。臨時職員が必要となったときに、登録された方の中から働いていただく方を選定します。

### ●対象者

健康状態が良好で、町内に住所を有する方

### ●登録の方法

登録は随時行っています。八丈町の指定する履歴書(総務課で用意しているほか、八丈町ホームページからもダウンロードできます)に写真を張り付けて、希望の職種(臨時事務職)などの事項をすべて記入し、総務課庶務係に持参または郵送してください。

### ●勤務条件など

八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。雇用の期間や時間などは雇用理由により、異なります。

### ●採用の方法

応募順に臨時職員希望者名簿に登録され、臨時職員を採

用する部署の所属長およびその代理者が、名簿の中から適任者を選定し、面接などを実施した後に決定します。

### ●登録の変更や抹消について

- (1) 登録内容(連絡先など)の変更や、転居などで登録を辞退される方は総務課庶務係までご連絡ください。
- (2) 登録後2年間採用実績のない方は、名簿から抹消します。(引き続き登録を希望される方は再度応募してください。)

■問い合わせ ■ 〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷2345-1

八丈町役場 総務課庶務係 内線212

■八丈町ホームページアドレス

<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

## 八丈町放課後子どもプラン指導員の募集

これまで三根小学校・大賀郷小学校において実施していた放課後子どもプラン事業について、4月より三原小学校においても実施します。それに伴い、八丈町では各小学校の放課後子どもプラン事業の指導員を募集します。

対象者 子どもが好きで、町内に住所を有する方

応募の方法 応募は随時行っています。八丈町の指定する履歴書(住民課厚生係・教育課生涯学習係で受け取るか、八丈町ホームページからもダウンロードできます。)に写真を張り付けのうえ必要事項をすべて記入し、住民課厚生係または教育課生涯学習係に持参してください。

業務内容 小学校における小学生児童への指導や見守り

勤務条件 八丈町臨時職員の任用に関する規定などによります。

採用の方法 応募順に名簿に登録され、名簿の中から適任者を選定し、面接を実施した後に決定します。

登録の変更や抹消について

(1) 登録内容(連絡先など)の変更や、転居などで登録を辞退される方は、住民課厚生係または教育課生涯学習係までご連絡ください。

(2) 登録後2年間採用実績のない方は、名簿から抹消されます。(引き続き登録を希望される方は再度応募してください。)

■問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話2-0797



## 富士見地区公会堂の指定管理者の募集

現在、子ども家庭支援センターとして利用している建物について、5月に予定されている町役場新庁舎内への移転に伴い、移転後の施設を再び「富士見地区公会堂」とすることになりました。公会堂は、町民の皆さんが相互親睦や社会福祉の促進のため会合などに気軽に使用できる施設として、指定管理者制度により管理運営します。つきましては、本趣旨にふさわしい指定管理者を選定するため、次のとおり募集します。

○施設所在地 八丈町三根4869番地1

○募集要項 4月5日から建設課管財係にて配布

○応募資格 島内に拠点を有する法人又は任意団体

○業務内容 施設の運営管理(戸閉まり維持清掃、予約受付、料金徴収など)

○指定期間 平成25年6月から平成30年3月末日まで

○応募方法 八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例施行規則第4条の規定による申請書・事業計画書等の必要書類を建設課管財係へ提出

○応募期限 平成25年4月24日(水)午後3時まで

■問い合わせ ■ 建設課管財係 内線257

## 認知症サポーター 講座

認知症について正しく学び、できる範囲で認知症の方や家族を応援してみませんか？参加するにあたり、特別な知識や経験は問いません。高齢者や認知症のある方が家族のなかにいない方、介護の経験がない方にも、ぜひ身近なこととして知っていただきたいお話です。

どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください！

日 時 4月13日(土) 午前10時～午前11時30分(開場 午前9時45分)

場 所 大賀郷公民館

申込方法 電話にて申し込みください。氏名、年齢、電話番号を伺います。参加は無料です。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

## 交通少年団員募集

春の交通安全パレードや夏祭りパレードをみなさん覚えていませんか？交通少年団はそうした活動を通じて交通事故をなくすための呼びかけを行っています。

今期、新しく交通少年団に入団するお友達を募集します。

●今年小学校3年生以上になる子(男女問わず)。2年生以下は要相談。

●すすんで交通ルールを守り、他の子ども達の模範となる子。

●パレードなどの楽器、演奏に興味があり、練習を頑張れる子。

■申込期間 4月26日(金)まで(申し込み書は警察署または駐在所にあります)

■入団式 5月中に実施予定

■問い合わせ■ 八丈島警察署 交通係 交通少年団担当 電話2-0110(内線4113)



## 〇〇〇〇〇町立保育園 代替職員登録受付〇〇〇〇〇〇

登録した方の中から、臨時でお願いすることになります。

■職 種 臨時保育士 および 臨時調理員 ■必要書類 履歴書(町指定の様式)

履歴書は八丈町ホームページ(<http://www.town.hachijo.tokyo.jp>)からダウンロードするか、福祉健康課厚生係で受け取ってください。

※保育士、または調理師の資格をお持ちの方は、必ず資格証をお持ち下さい。

■申し込み・問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 内線231

## 町立八丈病院 スタッフ募集

### ◎ 調理業務

■対象者 健康状態が良好で、調理に興味のある方 ■選考方法 面接など

■内 容 調理業務 給食調理 ■提出書類 履歴書

### ◎ 臨時看護助手

■対象者 健康状態が良好で、看護に興味のある方

■選考方法 面接など ■提出書類 履歴書

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。

※勤務条件など詳細については、お問い合わせください。

八丈町ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

## 楽しく話して覚える英語 英会話教室生徒募集！

受講資格 八丈町に住んでいる小学生以上の方

クラス ○学生の部 小学生、中学生

○一般の部(高校生含む) 初、中、上級

○ベビーママクラス 幼児同伴可能なクラス

受講場所 三根・大賀郷・中之郷公民館

※時間・曜日によりクラスのレベルが異なります。

詳しくはお問い合わせください。

応募方法 教育課、各出張所にある申込書に記入して提出してください。

※メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。(あて先を記入し、80円切手を張り付けしてください。)

応募締切 4月17日(水)

■問い合わせ■

教育課生涯学習係 電話2-0797



# SCHEDULE 2013 4月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町八丈病院 立保健所 坂上老人福祉館

三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

| 日                                                                   | 月                             | 火                                                                                             | 水                                 | 木                              | 金                            | 土                                         |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
|                                                                     | 1<br>図書館休館日<br>コミュニティセンター休館日  | 2<br>高齢者健康教室<br>末 10:00~12:00                                                                 | 3                                 | 4<br>高齢者健康教室<br>樫 10:00~12:00  | 5<br>両親学級<br>保福 13:30~15:30  | 6                                         |
| 7<br>し尿等汲取休業日                                                       | 8<br>図書館休館日<br>コミュニティセンター休館日  | 9<br>すくすく相談<br>保福 9:30~11:30                                                                  | 10<br>4歳児歯科健診<br>保福 9:15~10:00 受付 | 11<br>高齢者健康教室<br>中 10:00~12:00 | 12<br>両親学級<br>保福 13:30~15:30 | 13<br>図書館おはなし会<br>10:00~11:00<br>し尿等汲取休業日 |
| 春の交通安全運動 6日(土)~15日(月) 「やさしさが 走るこの街 この道路」                            |                               |                                                                                               |                                   |                                |                              |                                           |
| 14<br>し尿等汲取休業日                                                      | 15<br>図書館休館日<br>コミュニティセンター休館日 | 16<br>高齢者健康教室<br>三 10:00~12:00<br>1歳6カ月児健康診査<br>保福 13:15~14:00 受付<br>こども心理相談<br>保福 9:00~16:00 | 17                                | 18<br>両親学級<br>保福 13:30~15:30   | 19                           | 20                                        |
| 21<br>し尿等汲取休業日<br>樫立敬老会<br>樫 11:00~13:30<br>中之郷敬老会<br>中 11:00~13:30 | 22<br>図書館休館日<br>コミュニティセンター休館日 | 23<br>3~4カ月児乳児・<br>産婦健康診査<br>保福 13:15~13:45 受付                                                | 24                                | 25<br>両親学級<br>保福 13:30~15:30   | 26                           | 27<br>し尿等汲取休業日                            |
| 28<br>し尿等汲取休業日                                                      | 29<br>図書館休館日<br>し尿等汲取休業日      | 30<br>図書館休館日                                                                                  |                                   |                                |                              |                                           |

## 町立病院 臨時診療日 (受付時間/8:00~11:00)

|       | 診療日             | 診療時間    |
|-------|-----------------|---------|
| 耳鼻咽喉科 | 4月15日(月)~17日(水) | 9時から    |
| 糖尿病教室 | 4月3日(水)         | 8時30分から |

※初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

## 温泉休業日 ※定休日が祝日の場合は営業いたします。

|        | 休業日 |     |     |     |     |       |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| ふれあいの湯 | 1日  | 8日  | 15日 | 22日 |     | 毎週月曜日 |
| みはらしの湯 | 2日  | 9日  | 16日 | 23日 | 30日 | 毎週火曜日 |
| ザ・BOON | 3日  | 10日 | 17日 | 24日 |     | 毎週水曜日 |
| やすらぎの湯 | 4日  | 11日 | 18日 | 25日 |     | 毎週木曜日 |

## 4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

### 三根

| 日  | 月        | 火         | 水             | 木        | 金         | 土  |
|----|----------|-----------|---------------|----------|-----------|----|
|    | 1<br>金属  | 2<br>燃・害  | 3<br>資源<br>古着 | 4        | 5<br>燃・害  | 6  |
| 7  | 8<br>金属  | 9<br>燃・害  | 10<br>資源      | 11<br>びん | 12<br>燃・害 | 13 |
| 14 | 15<br>金属 | 16<br>燃・害 | 17<br>資源      | 18       | 19<br>燃・害 | 20 |
| 21 | 22<br>金属 | 23<br>燃・害 | 24<br>資源      | 25       | 26<br>燃・害 | 27 |
| 28 | 29<br>金属 | 30<br>燃・害 |               |          |           |    |

### 大賀郷

| 日  | 月         | 火             | 水  | 木               | 金        | 土  |
|----|-----------|---------------|----|-----------------|----------|----|
|    | 1<br>燃・害  | 2<br>資源<br>古着 | 3  | 4<br>燃・害        | 5<br>金属  | 6  |
| 7  | 8<br>燃・害  | 9<br>資源       | 10 | 11<br>燃・害       | 12<br>金属 | 13 |
| 14 | 15<br>燃・害 | 16<br>資源      | 17 | 18<br>燃・害<br>びん | 19<br>金属 | 20 |
| 21 | 22<br>燃・害 | 23<br>資源      | 24 | 25<br>燃・害       | 26<br>金属 | 27 |
| 28 | 29<br>燃・害 | 30<br>資源      |    |                 |          |    |

### 樫立・中之郷・末吉

| 日  | 月         | 火        | 水             | 木               | 金        | 土  |
|----|-----------|----------|---------------|-----------------|----------|----|
|    | 1<br>燃・害  | 2        | 3<br>資源<br>古着 | 4<br>燃・害        | 5<br>金属  | 6  |
| 7  | 8<br>燃・害  | 9        | 10<br>資源      | 11<br>燃・害       | 12<br>金属 | 13 |
| 14 | 15<br>燃・害 | 16       | 17<br>資源      | 18<br>燃・害<br>びん | 19<br>金属 | 20 |
| 21 | 22<br>燃・害 | 23<br>資源 | 24            | 25<br>燃・害       | 26<br>金属 | 27 |
| 28 | 29<br>燃・害 | 30       |               |                 |          |    |

八丈町役場 出張所/三根: 2-0349 樫立: 7-0003 中之郷: 7-0002 末吉: 8-1003 R70 70%再生紙を使用しています

※毎月第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を休止します。